

# 新宿区自治基本条例逐条解説

---



平成 22 年 10 月

新宿区

# 新宿区自治基本条例の構成

## 前文

### 第1章 総則

第1条（目的）／第2条（定義）／第3条（基本理念）／第4条（条例の位置付け）

### 第2章 区民

第5条（区民の権利）／第6条（区民の責務）

### 第3章 議会等

第7条（議会の設置）／第8条（議会の責務）／第9条（議員の責務）

### 第4章 区長等

第10条（区長の設置）／第11条（区長の責務）／第12条（区の行政機関の責務）  
第13条（職員の責務）

### 第5章 区政運営の原則

第14条（区政運営の原則）

### 第6章 情報公開及び個人情報保護

第15条（情報公開）／第16条（個人情報保護）

### 第7章 住民投票

第17条（住民投票）／第18条（住民投票の実施）  
第19条（住民投票の実施の結果の尊重）／第20条（条例への委任）

### 第8章 地域自治

第21条（地域自治）

### 第9章 子どもの権利等

第22条（子どもの権利等）

### 第10章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等

第23条（国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力）  
第24条（国際社会との関係）

### 第11章 条例の見直し等

第25条（条例の見直し等）

## 附則

## 目次

前文	2
第1章 総則（第1条－第4条）	4
第2章 区民（第5条・第6条）	8
第3章 議会等（第7条－第9条）	9
第4章 区長等（第10条－第13条）	11
第5章 区政運営の原則（第14条）	13
第6章 情報公開及び個人情報保護（第15条・第16条）	14
第7章 住民投票（第17条－第20条）	15
第8章 地域自治（第21条）	17
第9章 子どもの権利等（第22条）	18
第10章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等（第23条・第24条）	18
第11章 条例の見直し等（第25条）	19
附則	19
（参考）新宿区自治基本条例制定の取組み	20

## 前文

私たちに繋がる先人たちは、かつて、みどり深き武蔵野大地の一角で集落を形成しました。以来、この地では数限りない人々が、連綿としたいのちの営み<sup>つな</sup>を続け、幾星霜の歴史を刻みながら多彩な文化を育んできました。

昭和22（1947）年に牛込、四谷、淀橋の3区が合併して誕生した新宿区は、江戸時代から計画的に市街地として発展した地域、新宿駅を中心にした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。

私たちの新宿区は、首都東京の中心に位置し、この地には、国内外の人々がともに暮らし、様々な目的を持った多くの人が集い、日々変貌<sup>ぼう</sup>を遂げながら活力のある国際的な都市として重要な存在感を示しています。

私たちの新宿区は、人々が営営として築いてきた価値ある歴史や文化が随所に息づくまちであり、日本を代表する文豪夏目漱石をはじめ幾多の貴重な人材を輩出しています。

私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り拓く新しい文化の発信源として、進取の気風に富み、エネルギーに満ちたまちです。

こうした歴史的文化的遺産や地域の風土は、新宿区が持つ優れた特性として、私たちが誇りとするものです。

今、地域自治の時代を迎えようとしています。

新宿区が持つ特性を生かしながら、安全で安心な社会、持続可能な社会の実現をめざし、情報の共有化や区政参加の促進を図り、成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせることは、私たちに課せられた大きな使命です。

私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地球環境の保全を希求し、互いの人権や個性を尊重し合いながら、市民主権の下、この地に最もふさわしい私たちが主役の自治を創造します。

私たちは、世界からこの地に集う人々とともに互いの持つ多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざすとともに、新宿区の優れた歴史や文化を世代を超えて継承し、一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府を創り上げる決意を込め、ここに新宿区の最高規範としてこの条例を制定します。

## 解説

前文は、まちの歴史や条例制定の背景、自治の方向性や基本原理、制定にあたっての私たちの決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。

前文作成にあたっては、全体的に、格調高く、わかりやすい文章に心がけ、「です・ます調」にしました。

第1段落 今日までの「この地」の歴史について述べています。1行目の武蔵野大地については、広大な大地を意味するため、「台地」ではなく、「大地」としました。

第2段落 今日までの「新宿区」の歴史について述べています。1行目から2行目にかけての「計画的に」は、市街地が江戸時代から計画的に発展した経緯を物語っています。

第3段落 新宿区が活力ある国際的な都市である特徴を述べています。

第4段落 歴史や文化が息づくまちであるとともに進取の気風に富むまちであるという特徴を述べています。1行目では、先人たちが時間をかけて一生懸命努力してきた様を「営営として」という表現であらわしています。2行目では、新宿区で生まれ、新宿区で育ち、新宿区で亡くなった、日本を代表する文豪「夏目漱石」を新宿区の人材の代表として掲げました。

第5段落 地域自治の時代を迎えるにあたり、私たちに課せられた使命について述べています。

第6段落 世界の恒久平和や地球環境の保全を誓うとともに、市民主権の下、自治を創造することを述べています。

第7段落 最終段落は、多文化共生や歴史文化の継承について述べるとともに、新宿区の最高規範としての条例を制定する決意を表明しています。

## 第 1 章 総則

### 目的

**第 1 条** この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則並びに区民、新宿区議会（以下「議会」という。）及び新宿区長（以下「区長」という。）の責務等について定め、もって新宿区（以下「区」という。）の更なる自治の実現を図ることを目的とする。

### 解説

本条では、新宿区自治基本条例の目的について規定しています。

わが国は、平成 12 年に 400 本以上の法律を改正して、国に集中していた権限を地方に移す改革を行いました。これにより「地域のことは、地域で決める」仕組みができました。同時に「地域のことは、地域で責任を持つ」ことも求められました。

新宿区は、多くの人々が住み、働き、学び、活動しています。そうした多くの人々が地域に愛着を持ち、地域をより良くするためには何が必要かを考え、その実現に向けて自発的に行動すること、地域づくりを愉しむことが、これからの新宿区の自治にとって、とても大切なことです。

「地域のことを誰が、どうやって決めるのか」ということについて、新宿区の自治の基本理念に基づいて、区政運営の原則及び区民、議会、区長の責務等を定め、新宿区のさらなる自治の実現を図ることを目的としています。

自治の基本理念については、この条例ではじめて定めるものではなく、もともとある理念を区民の総意として、この条例で確認するものです。

また、この条例で定めるのは、

- 区政運営の原則（詳細な手続き規程ではなく、そのもとになる原則）
- 区民、議会、区長の責務等（区民の権利と責務、議会並びに区長及び職員の責務、住民投票及び地域自治に関することなど）です。

そして、「自治の実現を図る」ため常に基本理念に照らし、原則と役割などを踏まえて、基本理念の達成に向けて、これからも真摯に取り組む新宿区の自治の姿勢をこの条例の「目的」の表現に込めています。

**定義**

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう。
- (2) 公共サービス 公共サービス基本法（平成21年法律第40号）第2条に規定する公共サービスをいう。
- (3) 区の行政機関 区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会及び新宿区監査委員をいう。
- (4) 職員 次に掲げる者をいう。
  - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職にある者及び同条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）で区に勤務するもの
  - イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員で区に勤務するもの

**解説**

本条では、この条例の中で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語について定義します。

**第1号「区民」について**

新宿区の自治や地域の課題解決のためには、新宿区に住所を有する者が中心であることはもちろんですが、新宿区に関わる様々な主体が担い手となることが欠かせません。

このことは、住民だけでなく、新宿区で働く人や学ぶ人、活動する人も地域の発展や住民福祉の向上などの様々な場面で、積極的に地域に関わり、新宿区の自治に協力していくということです。また、事業者や公益活動を行うNPO法人、法人格のないボランティア団体などについても同様のことと考えました。

本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて、本条例における区民の定義は、まず、住所を有する者である住民、更に、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体としました。

**第2号「公共サービス」について**

平成21年に「公共サービス基本法」が施行されました。この法律は、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざすものです。交通、福祉、教育など、欠かせない公共サービスはどうあるべきなのかの基本を定めるのが、この法律です。

ここで言う公共サービスは、国や地方公共団体による金銭やサービスの給付、規制、監督、助成、広報など、公共の利益を増やすためのさまざまなことが含まれています。

### 第3号「区の行政機関」について

地方自治法で規定されている「執行機関」を指し、その担当する行政事務の管理及び執行に関し、決定権を持ち、行政を有効に遂行することのできる機関のことをいいます。区の代表者である区長と、区長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する委員会及び委員のことを指します。

### 第4号「職員」について

区役所等に勤務する以下の職員をいいます。

#### (1) 一般職

- ①区長の補助機関である職員
- ②行政委員会事務局の職員
- ③議会事務局の職員
- ④区立学校・幼稚園の職員（県費負担教職員は除く）

#### (2) 特別職（議会の議員は除く）

##### ①住民又はその代表の信任によって就職する職

区長、選挙管理委員会の委員、副区長、監査委員、教育委員会の委員が該当します。

##### ②非専従職

地方公共団体の事務に専ら従事するものでなく、臨時に地方公共団体の業務に関する者等職業的でない公務員をいいます。区が諮問機関として設置する審議会の臨時又は非常勤の委員、参与、調査員、嘱託員などが該当します。

##### ③自由任用職

任命権者が任意に任用する職で、地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するものが該当します。

#### (3) 小・中学校の教職員（県費負担教職員）

## 基本理念

**第3条** 区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にすゝる区政を行う。

2 区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。

3 区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する。

## 解説

本条では、新宿区の自治を進めていく上での基本理念を規定しました。

まず、第1項では、今後、新宿区の自治を進めていく上での大前提として、人権を尊重し、ひとりひとりを大切にすゝる区政を行うということを掲げました。

第2項では、自治は、区民の自由な意思に基づいて、区民自らが検討し、決定し、進めていくもので

あることから、区民が主役の自治の実現を図ることを掲げるとともに、区民は自治の担い手として地域の課題を解決するということを掲げました。

第3項では、区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、他から干渉されることなく、区民の意思に基づいて自治を行うことから、確立した自治権をもち、区民自治を基本に区政を推進するということを掲げました。

なお、検討の過程において議論にのぼった「恒久平和の追求」、「地球環境の保全」、「国際性・多文化共生」などは、より大きな概念と認識し、前文に盛り込みました。

また、「情報の共有」、「参加・協働」、「地域自治の尊重」、「区政の透明性」、「説明責任」などは、基本的な原則として以下の章に盛り込むこととしました。

### 条例の位置付け

**第4条** 区は、この条例を区における最高規範とし、他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例との整合性を図るものとする。

### 解説

本条では、新宿区自治基本条例を新宿区の最高規範として位置付けています。

最高規範であるゆえんは、憲法が我が国の統治の基本を定めたものであることと同様に、本条例が新宿区の自治の基本を定めたものであり、いわば、「わがまちの憲法」であるということをここで規定したものです。

このことから、この条例が新宿区の自治を定める最高規範と位置付けた主旨から、条例間での優劣はありませんが、他の条例等（計画、規則、要綱など）の制定改廃にあたっては、本条例との整合性を図ることが求められるものとなりました。

また、改正が行われたとしても、憲法が憲法であることに変わりがないことと同様に、本条例も最高規範であることに変わりはありません。したがって、改正の手続き規定を設けないことや、規定を設けても改正の手続きが困難であるようなことは、本条例にふさわしくありません。むしろ、基本理念に照らして社会の変化に対応できる「進化する条例」とするための規定を設けることが必要です。

そうしたことから、改正手続きについては、「条例の見直し等」として、第11章で扱うこととしました。



## 第 2 章 区民

### 区民の権利

- 第 5 条** 区民は、区政に関する情報を知る権利を有する。
- 2 区民は、公共サービスを受ける権利を有する。
  - 3 区民は、区政に参加する権利を有する。
  - 4 区民は、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。

### 解 説

本条では、区民の権利として4つの権利を規定しました。

まず、第1項の「区政に関する情報を知る権利」は、単に区政に関する情報を受けとるだけでなく、自ら区政に関する情報の提供を求めたり、内容の理解を深めたりすることができる権利をいいます。

第2項の「公共サービスを受ける権利」は、地方自治法第10条第2項で保障されている権利を含め、公共サービスを受ける権利を包括的に規定しています。

ここでは、一般的に用いられている「行政サービス」ではなく、より広い概念として公共サービス基本法で定義されている「公共サービス」という用語を用いることとしました。

第3項の「区政に参加する権利」は、政策などの立案、事業の実施、その評価などの様々な過程において意見を述べたり、事業の担い手として、また、受け手として参加するなど、多様な方法による区民の参加を保障するものです。

第4項の「自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利」は、地域自治を推進していくうえで、生涯にわたって学習することが必要であるとの考えから、区民の権利として盛り込みました。

「生涯にわたり学ぶ」とは、「理解する」、「情報を共有する」、「政策を提言する」の前提としての意味合いを含んでいます。学ぶことの重要性、それこそが自治の担い手としての区民にとって、生涯にわたって必要な権利であるという認識から「学ぶ権利」について規定したものです。

なお、本条は新宿区の自治を進めるための規定であり、すべての区民がすべての権利を有することを保障するものではありません。例えば、住民でなくては受けることのできないサービス（地方自治法第10条第2項）もあり、受給できるサービスの種類やその範囲、対象者など、具体的に保障する権利の内容は、それぞれごとに条例や規則などで定められるものです。

**区民の責務**

**第6条** 区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする。

**解説**

本条では、区民の責務として、この1つの条文に多くの意味合いを込めました。

新宿区は国内外から様々な目的を持った人が集うまちであり、ともに暮すまちです。

区民は、この地（区内）にともに生きるものとして、お互いに個人の自由と人格を尊重することが大切なことは当然なこととだれもが考えていることと思います。

さらに、もう一方で地域社会との協調を図り、良好な地域社会を創出することも重要なことであるという主旨を区民の責務として盛り込みました。

**第3章 議会等****議会の設置**

**第7条** 区に区民の代表機関として、議会を置く。

**解説**

議会を置くことは、地方自治法に定められていることですが、本条は区民の代表機関として議会を置くことを規定しています。

ここでいう「区民の代表機関」ということについてですが、区議会議員は選挙権を有する新宿区の住民によって選挙で選ばれています。しかし、議会の機関としての権能を考えた場合、新宿区という区域内においてその効果は有権者又は住民に限定されるものではありません。

新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には、住民が中心であることはもちろんですが、新宿区に関わる様々な主体との連携が欠かせません。また、様々な主体が、新宿区のことについて、自主的に、積極的に、住民、議会、区と関わっていくことが重要です。

本条例は自治のあり方を定める条例であり、こうしたことを踏まえて代表権を包括的なものと捉えて、住民に限定せず、区民の代表機関として議会を置くとしました。

## 議会の責務

- 第8条** 議会は、区民の代表機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視するものとする。
- 2 議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会活動の活性化に努めるものとする。
- 3 議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、その説明責任を果たすものとする。

## 解説

本条では、区民の代表として区議会が果たすべき議会の責務として、3つの責務を規定しました。

地方自治制度では、住民は首長と議員を直接選挙で選ぶことから、首長と議会という二元的な代表を持ちます。

第1項は、議会は区民の代表機関として区長と対等の関係で、自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、行政運営を調査、監視することを責務として規定しています。

第2項は、議会は、自治体の立法機関として政策立案、政策提言を行い、自治体の立法機関であることを高らかに謳うとともに、政策立案、政策提言により、さらに議会の活性化に努めることを責務として規定しています。

第3項は、議会は、個々の議員としてだけでなく、議会全体として議会活動に関する情報を区民と共有し、説明責任を果たすことを責務として規定しています。

## 議員の責務

- 第9条** 議会の議員（以下「議員」という。）は、区民の代表としてその権限及び責任を自覚して行動するものとする。
- 2 議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正で公平な議会活動を行うものとする。

## 解説

本条では、議員の責務として2つの責務を規定しました。

別に定める政治倫理基準として、「新宿区議会議員政治倫理条例」が制定されています。この政治倫理条例は、新宿区議会議員の政治倫理基準について、厳しく、潔く、格調をもって規定しています。

第1項は、この政治倫理条例にも議員の責務の規定はありますが、区民の代表として権限と責任を自覚して行動することを自治基本条例として規定しています。

「区民の代表」については、議会の設置と同じ考え方です。

第2項は、この政治倫理条例を踏まえ、議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正公平な議会活動を行うことを規定しています。

## 第 4 章 区長等

### 区長の設置

**第 10 条** 区に区の代表として、区長を置く。

### 解 説

本条では、区長の設置は議会の設置と同様に、地方自治法に定められていることですが、区の代表として区長を置くことを規定しています。

### 区長の責務

**第 11 条** 区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うものとする。

### 解 説

本条では、区長の責務として、区長は、選出された結果として、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うということを規定しています。

### 区の行政機関の責務

**第 12 条** 区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行するものとする。

2 区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすものとする。

### 解 説

本条では、区の行政機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員をいう。）の責務として2つの責務を規定しました。

第1項は、区の行政機関は、都や国の行政機関に比べて、区民に最も身近な行政機関として、このことをしっかりと認識した上で、区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもと職務を執行するということを規定しています。

また、第2項は、説明責任、情報共有の方法として、区民が区政の動きを的確に把握し、判断していくために各種の情報は「分かりやすく」提供されてこそ意味があるということを規定しています。

## 職員の責務

**第13条** 職員は、区を愛し、区民の視点に立って、区の自治の実現に努めるものとする。

2 職員は、区民に最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、別に定める公益保護及び職員の行動規準等に関する規程その他法令等を遵守し、公正かつ公平に職務を遂行するものとする。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努めるものとする。

## 解説

本条では、職員の責務として、3つの責務を規定しました。

まず、第1項は、職員は、新宿区を愛するという気持ちを土台に、区民の目線で、区民の視点に立って、自治の実現に努めるということを責務として規定しています。

第2項は、職員は、最も身近な地方政府の一員であるということの自覚を、改めて促すとともに、当然のことではありますが、法令の遵守と公平公正に職務を執行することを常に意識しなければならないことを責務として規定しています。

特に、公益保護及び職員の行動規準と責務の遵守をその代表的なものとして掲げました。

第3項は、職員は、その職務遂行にあたって、知識の取得や技能の向上に努め、職員自身の能力を開発していくことを責務として規定しています。

## 第 5 章 区政運営の原則

### 区政運営の原則

- 第 14 条** 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする。
- 2 区長は、公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めるものとする。
- 3 区長は、適切な方法で区の財政状況を公表するものとする。
- 4 区の行政機関は、組織相互間の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備するものとする。
- 5 区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供するものとする。
- 6 区の行政機関は、行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映するものとする。

### 解 説

本条では、区政運営について、6つの原則を規定しました。

まず、第1項から第3項では、機関としての区長の、公共サービスの提供及び財政状況の公表に関することについて規定しています。

第1項は、持続可能で健全な財政基盤を確保し、公正・公平な視点に立ち効果的、効率的に行うこと

第2項は、基本構想に基づき、その実現のため総合的な計画を定めること

第3項は、財政状況に関する説明責任を果たすため適切な方法で区の財政状況を公表すること  
の3つの原則を規定しています。

つぎに、第4項から第6項では、区の行政機関の、区政運営に関することについて規定しました。

第4項は、区民ニーズ（行政需要、行政課題など）に対応し、区の行政機関の役割と責務を実現するため、組織の整備、編成について、相互の連携を図り、一体的、総合的な機能を発揮するように整備すること

第5項は、第5条第3項の「区政に参加する権利」を受けて、区民の区政に参加する機会と、区民と区の行政機関が、共通の目的を実現するためお互いを理解し、認め合い、それぞれの役割と責任において連携し、協力し合う機会（協働の機会）を提供すること

第6項は、行政評価を実施し、その結果を公表することと、その行政評価の結果を区政へ適切に反映すること

の3つの原則を規定しています。

## 第 6 章 情報公開及び個人情報保護

### 情報公開

**第 15 条** 区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする。

### 解 説

「情報なければ、参加なし」と言われるように、今後、さらに、区民の区政への参加や地域自治を推進していくためには、「情報」の取扱いが極めて大切です。

本条では、区民が「区政に参加する権利」の前提として、区の行政機関と議会に対して、区民の知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に公開することにより、区民と情報共有することを規定しています。

なお、情報公開に関し、より詳細な規定については「新宿区情報公開条例」等で定められています。

### 個人情報保護

**第 16 条** 区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする。

### 解 説

情報の提供や公開を積極的に行う中で、区の行政機関と議会は、個人情報の収集、保管、利用にあたり、個人情報を保護しなくてはなりません。また、個人情報保護とその利用は対立すべきものではなく、調和すべきものです。

本条では、区の行政機関及び議会に対して、その保有する個人情報の保護と、適切に管理することを規定しています。

なお、個人情報の保護に関し、より詳細な規定は「新宿区個人情報保護条例」等で定められています。

## 【新宿区の個人情報保護制度について】

令和3年5月19日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)」の規定により、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)」が改正されました。

本改正に伴い、令和5年4月1日からは、地方公共団体の機関においても法が直接適用され、法の規定に基づく全国的な共通ルールに従った適切な個人情報保護制度の整備が必要となりました。

こうしたことから、令和5年3月31日で「新宿区個人情報保護条例」を廃止し、法の施行に必要となる事項を定める「新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定しました。

また、議会については、法の適用の範囲から除かれるため、「新宿区議会の個人情報の保護に関する条例」を制定しました。



## 第 7 章 住民投票

### 住民投票

**第 17 条** 区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民の意思を問うための投票制度（以下「住民投票」という。）を設ける。

2 住民投票において投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢満 18 年以上の者で別に条例で定めるものとする。

### 解 説

住民投票制度は、住民の意思を区政に直接反映するための仕組みです。

住民投票制度には「個別型（非常設型）」と「常設型」がありますが、本条例では、「常設型」とし、次条で請求や発議の要件等を定めています。

### 参 考

#### 個別型と常設型

個別型とは、住民の意思を確認する必要がある場合に、長や議員の提案または住民の直接請求により、その都度議会の議決を得て住民投票条例を制定する制度です。

常設型とは、投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票を実施するために必要な事項についてあらかじめ住民投票条例に定めておき、実施の要件を満たしていれば速やかに住民投票を実施することができる制度です。

本条の第 1 項は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について住民投票制度を設けることを規定しています。ここでは、いわゆる常設型の制度とすることを規定しています。

同条第 2 項は、住民投票の投票権者は、年齢満 18 年以上の住民のうち別に条例で定めるものとししました。

## 住民投票の実施

**第 18 条** 住民投票は、次に掲げる場合に、区長が実施するものとする。

- (1) 前条第 1 項に規定する事項について、区内に住所を有する年齢満 18 年以上の者で別に条例で定めるものから、その総数の 5 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票を実施するよう請求があったとき。
  - (2) 前条第 1 項に規定する事項について、議員の定数の 12 分の 1 以上の者から住民投票の実施を求める旨の発議がなされ、議会がこれを議決したとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第 1 項に規定する事項について直接住民の意思を問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

## 解説

本条の第 1 項で住民投票を実施するための要件として第 1 号で住民の請求、第 2 号で議会の発議について規定しました。

まず、第 1 号は、区内に住所を有する年齢満 18 年以上の者から、その総数の 5 分の 1 以上の者の連署をもって請求があった時には、住民投票を実施することを規定しています。

なお、区内に住所を有する年齢満 18 年以上の者の具体的な要件については別に条例で定めることとしました。

第 2 号は、議員の定数の 12 分の 1 以上の発議がなされ、議会が議決した場合には、住民投票を実施することを規定しています。これは地方自治法第 112 条で規定する議員の議案提出権に沿った内容となっています。

また、同条第 2 項は、区長自らも住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について住民の意思を問う必要があるときは、住民投票を実施できることを規定しています。

## 住民投票の実施の結果の尊重

**第 19 条** 区は、住民投票の実施の結果を尊重しなければならない。

## 解説

本条では、区は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを明記しました。

## 条例への委任

**第20条** 前3条に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

## 解説

本条では、住民投票の実施に関して必要な事項は、区民・議会・区の三者で検討したこの条例の理念に基づき、別の条例で定めることを規定しています。

## 第8章 地域自治

## 地域自治

**第21条** 区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。

- 2 区の行政機関は、地域自治を推進するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区民は、第1項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる。
- 4 地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める。

## 解説

本条では、地域自治について、4つ規定しました。

第1項は、地域自治は、地域特性を踏まえた住民の自治を尊重しながら、さらに個性豊かで魅力ある地域づくりを、区民が参加できる仕組みの中で進めていくことを規定しています。

第2項は、区の行政機関は第1項の地域自治の推進に関して必要な措置を講ずることを規定しています。

第3項は、第1項の地域づくり（地域自治）を行う主体は区民であり、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができるということを規定しています。

地域の区分はどのような規模が適切なのか、そして新たな地域自治組織はどのような組織が適切なのかについては、今後引き続き検討していくこととしました。現状では、地域の団体として、町会・自治会、地区協議会、その他様々な団体が活動しているため、新たなあるべき地域自治組織が、既存の様々な団体とどのように連携しどのような関係になるのか等に関して、別の条例での議論に委ねることとしました。

そのため、第4項では、地域区分や地域自治組織に関する詳細な規定については、区民・議会・区の三者で検討したこの条例の理念に基づき、別の条例で定めることを規定しています。

## 第 9 章 子どもの権利等

### 子どもの権利等

**第 22 条** 子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。

### 解 説

本条では、子どもは、社会の一員として自らに係る区政の問題について、それぞれの年齢に応じた形で意見を表明する権利を有し、健やかに育つ（心身の成長、教育等）ための環境が保障されていることを規定しています。

## 第 10 章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等

### 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力

**第 23 条** 区は、広域的な課題又は共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。

### 解 説

本条では、区は、医療や福祉、環境などの様々な分野で広域的又は共通の課題を解決するために、国、東京都、他の自治体や病院、大学、NPO法人などの様々な関係機関と対等な立場で連携を図り、課題解決に向けて相互に協力して取り組むということを規定しています。

## 国際社会との関係

**第24条** 区は、国際都市として自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めるものとする。

## 解説

新宿区は、国内外の様々な人が住み、働き、学ぶまちであり、また、観光などでも多くの人を訪れるまちです。本条では、こうした国際都市としての自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めることを規定しています。

## 第11章 条例の見直し等

## 条例の見直し等

**第25条** 区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

## 解説

本条は、本条例の見直しの方法を明らかにする規定です。

本条例は新宿区の最高規範であるとともに、本条例の基本理念に照らして社会の変化に対応するため常に進化する条例です。自治のあり方は、関連する諸制度や、社会経済情勢の変化などに対応していかなければなりません。そうしたことから、区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度を区民・議会とともに検証し、必要な措置を講ずることを規定しています。

## 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

この条例の規定の効力を発動させる施行日を定めています。

参 考

## 新宿区自治基本条例制定の取組み

(広報しんじゅく 平成 22 年 10 月 25 日号の記事から抜粋)

自治基本条例は、新宿区の地域特性を踏まえ、「新宿区」という単位で物事を考え決める場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定める「自治の基本ルール」です。

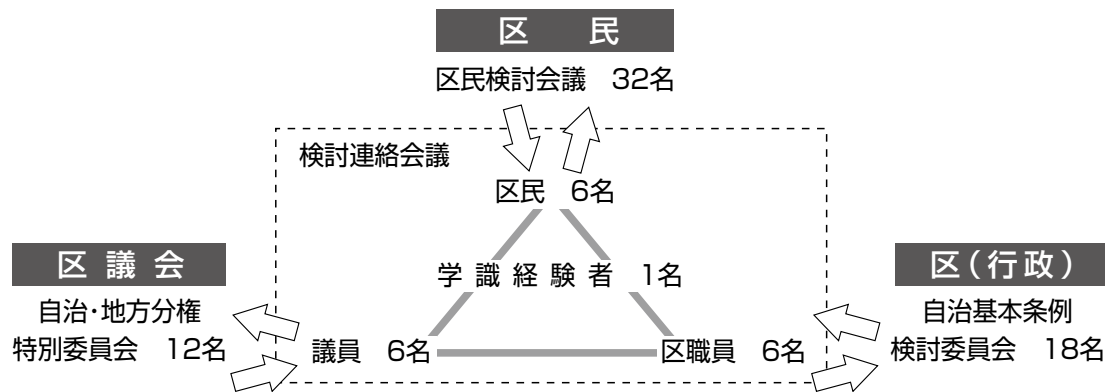
区では、基本構想・総合計画に掲げる「自治の基本理念、基本原則の確立」に向けて、これまで3年間、新宿区自治基本条例の制定に取り組んできました。

8月26日には、新宿区自治基本条例検討連絡会議(以下「検討連絡会議」という。下図)から区長・区議会議長に条例案が提出されました。条例素案をもとに条例案を作成し、平成22年第3回区議会定例会に議案として提出した結果、10月14日賛成多数で可決されました。

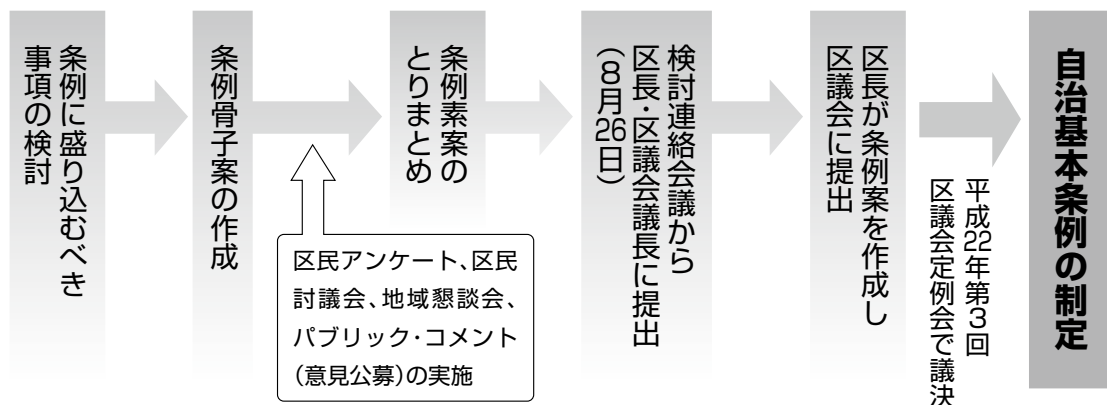
自治基本条例の制定にあたっては、区民・区議会・区(行政)の3者の代表である18名の委員と学識経験者1名の計19名で構成される検討連絡会議を平成19年11月に設置し、これまで40回を超える会議を重ねてきました。

また、広く区民の意見を聞くために、区民アンケートや区民討議会、地域懇談会、パブリック・コメント等を実施し、検討連絡会議が条例素案を取りまとめました。

### 検討連絡会議の構成



### 自治基本条例制定までの流れ



## 新宿区自治基本条例逐条解説

■発行日：平成22年11月

■編集・発行：新宿区総合政策部企画政策課  
新宿区歌舞伎町1-4-1  
TEL03-5273-3502（直通）

印刷作成番号 2010-13-2101